

様式第4号(第6条・第10条関係)

敦賀市黒河農村ふれあい会館使用許可(兼免除)申請書 年 月 日			
指定管理者	殿	住所	申請者 団体名 氏名
下記のとおり申請いたします。			
利用目的			
利用日時	年 月 日	午前 時 分～午前 時 分 午後 時 分～午後 時 分	
利用施設	多目的ホール 集会室(和室) 調理室		
利用設備	音響施設(マイク 本) その他		
冷暖房	冷房使用(有・無) 暖房使用(有・無)		
入場予定人員	男 人 女 人(計 名)	入場料徴収	有(円)無
現場責任者	住所		
	氏名		TEL
併せて、下記のとおり、利用料金の免除を申請します。 免除を受けたい理由			

※利用料金徴収額 円

利用料金計算	会場利用料金				利用料金徴収額			
	利用会場名	利用料金	利用時間	金額	一般使用 利用料金総額 円			
多目的ホール 集会室(和室) 調理室					一部免除利用料金総額× % 円			
					全額免除 利用料金総額 無料			
					納付書番号		収納印	

※太線内をご記入ください。

申込方法及び注意事項

- 1 受付は、利用される日の前3月から前7日までの間に行います。ただし、黒河地区団体及び福祉関係団体においては、前6月から前7日までに行うことができます。(集会室については、利用しようとする日の前日までに行うことができます。)受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。間違いを防ぐため、電話、郵便、口頭等での受付はいたしませんので直接来館してください。
- 2 次の場合は、利用を許可されません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、附属設備、機具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 営利を目的とする利用であると認められるとき。
 - (4) 管理上支障があると認められるとき。
 - (5) その他市長が不適當であると認めるとき。
- 3 利用料金は、原則として許可書交付のとき前納し、還付いたしません。
- 4 利用時間は、準備や後始末に要する時間も含んでおります。
- 5 利用に当たって特別な設備器具を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けてください。
- 6 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 7 許可を受けた目的以外に会館を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはありません。